

「静岡県のJAネットワーク・農業情報利用」会員規約

平成18年11月1日改定

第1章 総則

第1条(定義)

1. 「静岡県のJAネットワーク」(以下JAネット)とは、静岡県内のJAおよび農業情報利用者に営農および生活の情報を提供するもの(以下農業情報サービス)で、(株)静岡県農協電算センター(以下電算センター)が管理・運営します。
2. 農業情報利用会員(以下会員)とは、JAネットで提供する営農および生活情報のうち、会員限定となる情報を利用するものをいい、所定の手続きにより、農業情報サービスの利用を申込み、電算センターが承認した個人をいいます。

第2条(規約の範囲および変更)

1. 本会員規約は、会員が、JAネットの農業情報を利用する際の一切の関係に適用されます。
2. 電算センターは、会員の承諾を得ることなくこの規約を変更することがあります。この場合には、サービス利用条件は、変更後の会員規約によります。
3. 変更後の会員規約については、電算センターが別途定める場合を除いて、オンライン上に掲示した時点より効力を発するものとします。

第2章 サービス

第3条(サービスの種類)

1. 営農および生活情報のインターネットによる情報提供サービスです。
2. 電算センターは、会員の依頼に基づき、会員の取引データをインターネットにより提供します。
3. 会員へのサービスを向上させるために、電算センターおよび関係連合会がプログラム、情報内容を変更することがあります。
4. 会員は、入会時に選択したサービスを利用できるものとし、会員により利用できる情報の範囲が異なります。
5. 会員は、本規約および電算センターの指示に従い、農業情報サービスを利用するものとします。
6. 電算センターはオンライン上の表示その他電算センターが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。通知は、電算センターが当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第4条(運用時間)

サービスは、原則として24時間稼働としますがメンテナンス等のためサービスを中断することがあります。

第3章 会 員

第5条(会員の定義)

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きに基づき、電算センターが加入を承諾したものをいいます。
2. 入会希望者は、次条の条件を満たし、本規約を承認していただいた上で、電算センターが別途指定する手続きに従って農業情報サービスの利用を申込み、電算センターがこれを承諾した時点で会員になるものとします。

第6条(会員)

1. 会員は、原則としてJAを利用しているもので、次の条件を満たしているものとします。
 - (1)所属 JA が加入していること。
 - (2)当該 JA の管内在住者であるなど情報提供先として適切であること。
 - (3)当該 JA に貯金振替可能な口座を保有すること。
2. 以下のいずれかの項目に該当することが判明し、前項に定める申込みを承諾することに支障があると電算センターが判断する場合には、電算センターは当該申込みを承諾しない場合があります。
 - (1)入会申込みをした個人が実在しないこと。
 - (2)入会申込みをした時点で規約違反などにより会員資格の停止処分中であること、または過去に会員資格の取消しを受けたことがあること。
 - (3)入会申込みの際の届出事項に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったこと。
 - (4)入会申込みをした時点でサービスの利用料金の支払いを怠っていること、または、過去に支払いを怠ったことがあること。
 - (5)入会申込みの決済手段として指定した口座が確認できないこと。
 - (6)入会申込みをした個人が未成年または準禁治産者であり、入会申込みの際に法定代理人または保佐人の同意を得ていなかったこと。
 - (7)その他、電算センターが会員にすることを不適当と判断したこと。
3. 電算センターは、承諾後であっても会員が前項の何れかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことがあります。

第7条(IDおよびパスワード)

1. 電算センターは、サービス利用のためIDパスワードを仮設定し、会員に通知します。
2. パスワードは、会員が変更することを可能とします。
3. IDおよびパスワードの管理は会員の責任とし、会員による使用上の過失により漏洩、盗難等され損害が発生した場合でも、電算センターは一切責任を負いません。
4. 会員はIDパスワードを忘れた場合や盗用された場合は、速やかに電算センターに連絡するものとします。さらに電算センターからの指示がある場合はこれに従うものとします。
5. 会員は、IDおよびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等を

してはならないものとします。

第8条(利用申込み)

1. 「利用申込書」をJAに提出します。
2. JAは、加入条件、本人確認、振替口座確認の手続きを行い、「利用申込書」を電算センターへ送付します。
3. 電算センターは、会員の承認・登録と同時に「利用通知書」を会員に発行します。

第4章 設 備

第9条(JAネットへの接続)

1. 会員はJAネットサービスを利用する全ての機器を、自己の負担において準備するものとします。
2. 会員は自己の負担においてインターネット接続に係る契約(プロバイダ契約)を別途締結し、JAネットに接続します。
3. 会員は自己の責任と負担において、JA ネットサービスを利用するために必要な、通信機器、ソフトウェアまたは電話利用契約等を準備するものとします。

第5章 サービスの提供中止および会員資格の取消し

第10条(サービスの提供中止)

1. 電算センターは次の場合に、サービスの提供を中止することがあります。
 - (1)理由の如何を問わず3ヶ月の予告期間を以って会員に「農業情報利用」のサービス中止の通知を行ったとき。
 - (2)設備の保守または工事上やむを得ないとき。
2. 電算センターは、サービスの提供を中止するとき、あらかじめそのむねを会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 電算センターは、前項の中止にともなう会員または第三者からの損害賠償の請求その他一切のクレームに対する責任を負いません。

第11条(会員資格の取消し)

1. 会員が以下に該当する場合、電算センターは、事前に通知することなく、直ちに当該会員のサービス利用を停止し、または会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)第16条各号の禁止行為を行った場合。
 - (2)電算センターへの申告、届出内容に虚偽があった場合。
 - (3)料金の支払いを遅滞した場合。
 - (4)その他、本規約に違反した場合。
 - (5)その他、会員として不適切と電算センターが判断した場合。
2. 前項の規定に従い、会員資格が取消された場合、当該会員は、取消の日までに発生した料金

等の農業情報サービスに関連して電算センターに対して負担する債務の全額を、電算センターの指示に従い、一括して、支払うものとします。

第6章 料金

第12条(利用料金等)

1. 会員は、農業情報サービスの利用にあたって、電算センターの定める月額利用料金を別途電算センターの定める方法により、支払うものとします。
2. 電算センターは、会員の承諾を得ることなく、電算センターが適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項の定める料金およびその支払方法などを変更することができるものとします。
3. 電算センターは、会員の退会、会員資格の取消、その他理由の如何を問わず、既に支払われた料金等を、一切払い戻し致しません。

第13条(通信料金)

1. JAネットへのアクセスに伴って発生した電話料金、およびインターネットプロバイダに支払うインターネット接続料金等は、会員がこれを負担するものとします。
2. 電算センターは、JAネットの提供が中断したことを理由に料金の減額、返金は一切行わないものとします。

第7章 個人情報

第14条(個人情報)

1. 電算センターは、会員の個人情報(以下個人情報)を、別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 電算センターが個人情報を以下の目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) 会員契約の締結。
 - (2) 利用料金の請求。
 - (3) サービスに関する情報の提供。

会員に有益と思われる農業情報のサービス情報を農業情報のWeb上に掲載、または電子メール、郵便などにより送付すること。
 - (4) サービスの向上を目的とした利用者調査および分析。
 - (5) サービスの利用状況等に関する各種統計処理。
 - (6) 会員から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便などを送付し、また電話すること。
 - (7) 会員の解約日より1年間を限度として、前6号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (8) その他会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 電算センターは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(オンライン上それらを表示し、会員が拒絶する機会を設けることを含みます。)を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
4. 電算センターは、第3項にかかわらず、法令に基づき裁判所その他の司法機関および行政機関からの情報の開示を要請された場合、当該開示請求の範囲で個人情報を開示することがあります。

第8章 著作権

第15条(著作権等)

1. 電算センターおよびJAネットを通じて提供される著作物または、創作物に関する著作権およびその他の無形財産権・肖像権はすべて電算センターおよび著作権者に帰属します。
2. 電算センターおよび著作権者の同意なくして、会員は著作権法で定める私的利用以外には著作物または創作物を使用してはならないものとします。

第9章 禁止事項

第16条(禁止事項)

会員は、農業情報サービスを利用するにあたり、以下の行為を禁止します。

1. JAネットを通じて提供される情報をデータ損壊および改ざんする行為。
2. IDおよびパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等する行為。
3. 他の会員のIDおよびパスワードを不正に使用する行為。
4. サービスの運営を故意に妨害する行為。
5. 会費の納入を遅滞し、または納入を拒否する行為。
6. 公序良俗に反する情報を故意に他の会員又は第三者に提供する行為。
7. 電算センター、他の会員、その他の第三者またはJAネットに損害を与え、または与えるおそれのある行為。
8. 電算センターの承認なく、JAネットに関連して、営利を目的とする活動を行う行為。
9. 他の会員や第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為。
10. 他の会員や第三者の著作権を誹謗または中傷したり、名誉を傷つける行為、またはそれのおそれのある行為。
11. その他法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為など、電算センターが不適切と判断する行為。

第10章 変更・退会

第17条(変更)

1. 会員は、住所、電話番号とその他電算センターに届出ている内容に変更が生じた場合には、速

やかに電算センターに届出るものとします。

2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、電算センターは一切その責任を負いません。

第18条(退 会)

1. 会員は、退会する場合は、原則として退会希望日の1ヶ月前までに電算センター所定の手続きに従い、その旨を電算センターに届出るものとします。
2. 会員の退会は、前月の16日から当月15日までに受理した場合は当月末とします。
3. 退会する会員は、退会の日までに発生する電算センターに対する債務の全額を支払うものとします。なお電算センターは、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。

第19条(会員の維持責任)

1. 会員は、サービスの運営に支障を与えないために JA ネットサービスを利用する全ての機器を正常に稼働させるものとします。

第20条 (会員の義務)

1. 会員は、会員名、振替貯金口座番号、住所、電話、電子メール番号等が変更になった場合には、電算センターに直ちに報告するものとします。
会員はJAネットサービスを利用するにあたり、第16条(禁止事項)の行為を行わないものとします。

第11章 雑則

第21条(免責事項)

1. 本契約、本サービス提供、本サービスの事故等によって、直接もしくは間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、その理由、損害の程度如何にかかわらず、電算センターはその責任を負いません。
2. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他の偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって会員が本サービスを利用できなかった場合、電算センター規約の不履行の責任を負いません。
3. 電算センターは、会員がJAネットの利用を通じて得た情報の特定の目的への適合性等について、一切保証責任を負わないものとします。またこれらの情報などに起因して生じた損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。
4. 電算センター・JAネットを通じて提供される情報に関し、会員と他の会員あるいは第三者と紛争が生じた場合は、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、電算センターには損害を与えないものとします。
5. 会員が電算センターに対し損害を与えた場合、電算センターは、当該会員に対し、損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第22条(規約の発効)

1. 本規約は、会員の申込みに対し、電算センターが「利用通知書」を発行した時点より効力を生じ

ます。

2. 本規約の有効期間は、利用開始日から1年としますが、期間満了日の1ヶ月前までに会員、電算センターのいずれからも文書による契約終了の申し出がないときは、1年間延長し、以後も同様とします。

第23条(準拠法・管轄裁判所)

1. この規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 会員と電算センターの間で訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を会員と電算センターの第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成13年4月1日から実施するものとします。

本規約は平成18年11月1日から改訂実施するものとします。